



お知らせ

新婚さんの新生活を応援！ 結婚新生活支援補助金

市では、夫婦ともに39歳以下の新婚世帯へ、新居の取得・賃貸・引っ越し費用の補助を行っています。

対象です。

補助対象経費／令和3年1月1日から申請日までに支出した転入または転居に係る次の費用

◆住宅取得費用

婚姻を機に新たに住宅取得する際に要した費用

◆住宅賃貸費用

婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

◆引っ越し費用

引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

◆補助金額／住居費（住宅取得費または住宅賃貸費用）と引っ越し費用を合わせた額に相当する額とし、上限額は次のいずれかとなります

・夫婦の年齢が29歳以下の世帯：**60万円**
・夫婦の一方または双方が令和3年1月1日以後に市外から転入した世帯：**50万円**

・夫婦の双方が令和3年1月1日以前から市内に在住していた世帯：**35万円**

※勤務先から住宅手当等が支給されている場合、その支給額相当金額は対象外です。



※1000円未満の端数は切り捨てます。

対象／次の要件を満たす、令和3年1月1日以降に婚姻した世帯

・夫婦の前年の所得合計額が400万円未満であること
★所得合計額については、同年中に夫婦に係る奨学金の返済がある場合、その額を差し引いた額。また、婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、当該者の所得はなかったものとして算定した額。

・婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること

※このほかにも条件があります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

申込み／所定の申請書（こども未来課で配布・市ウェブサイトダウンロード可）に必要書類を添えて、直接こども未来課へ。必要書類について詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

申請期限／令和4年3月31日（木）まで
※応募者多数の場合、年度途中で事業を終了することがあります。

問合せ

こども未来課（市役所4階）
☎(55)2731 ☎(55)2656
✉fuu-kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら



お知らせ

皆さんのアイデアを市政に！ 市長への手紙（わたしの提言）

「市長への手紙」は、日頃市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどを寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。ご意見・ご提言をお寄せください。

【ご意見・ご提言の提出方法】

- 1 専用はがき（送料無料）
市役所、各地区まちづくりセンターや図書館などにあります。
- 2 市ウェブサイト
「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。
- 3 その他
Eメール、FAX、通常のはがき、封書での郵送（〒417-8601 富士市役所「市長への手紙」宛）でも受け付けます。

【お願い】

- 一通につき1件の提言をお書きください
- 回答が必要な場合、「回答を希望すること、住所、氏名、電話番号を明記してください。回答は、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメールなどでお送りします
- 個人的な誹謗中傷は、ご遠慮ください
- 市の業務以外の内容については、原則、回答できませんのでご了承ください
- ※個人情報保護は頂いたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることもありません。



問合せ

シティプロモーション課
☎(55)2736 ☎(51)1456
✉kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら